

# 第3期浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定制度

浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定制度について、第3期（令和7年度）の申請受付を開始します。皆様からの申請をお待ちしております。

## ＜認定制度の概要・必要書類＞

目的	カーボンニュートラルに市内のトップランナーとして取り組む事業者を認定・顕彰するとともに、その取組を周知し、市内事業者のカーボンニュートラルへの対応を促進するもの
対象者	浜松市内に事業所を立地している法人
認定要件	<p>浜松市内に立地する事業所（複数ある場合は全て）で以下の要件を満たすこと</p> <p>【1つ星】エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出※のうち、電力使用に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを達成していること (ただし、当該事業所に設置されたコーチェネレーションシステムにより発電した電力は除外。)</p> <p>【2つ星】エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出※の実質ゼロを達成していること (ただし、社用車等の車両に使用するエネルギーは除外。)</p> <p>※電力、熱又は燃料の使用に伴い排出される二酸化炭素をいう。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書（様式あり）</li><li>直近2期分の決算書</li><li>対象事業所のCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロの達成状況がわかる資料の写し (グリーン電気やカーボンニュートラルガスの契約書、証明書、請求書など)</li></ul>

## ＜申請方法・審査結果等＞

【申請期間】 令和7年11月4日（火）から12月19日（金）まで ※必着

【申請方法】 必要書類を直接または郵送でカーボンニュートラル推進課にご提出ください。  
(直接、書類を持参される場合は、土・日・祝日を除く日の8:30~17:15まで受付)

【必要書類】 申請書などの必要書類は浜松市ホームページからダウンロードできます。

浜松市 HP → ホーム → 創業・産業・ビジネス  
→ 浜松市のカーボンニュートラル政策  
→ 浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定制度



(浜松市 HP)  
CN 達成事業者認定制度

【審査結果】 申請をした事業者には、審査終了後に結果をお知らせします。

【その他】 認定事業者には令和8年2月上旬に授与式を行い、認定証を交付いたします。

その他、浜松市ホームページでの取組紹介、市主催セミナーでの発表依頼など、取り組みを発信します。また、認定事業者は、産業振興課で実施する中小企業向け融資支援制度において、融資利率の優遇を受けることができます。

## <参考：これまでの実績>

第1期、第2期合わせて計19事業者（1つ星10事業者、2つ星9事業者）を認定しました。

第1期認定事業者	
1つ星	遠州信用金庫、スズキ(株)、(株)ソミックアドバンス、第一工業(株)、高丘電子(株)、ローランド ディー. ジー. (株)
2つ星	サーラカーズジャパン(株)、(株)静岡銀行、常盤工業(株)、(株)中村組、中村建設(株)
第2期認定事業者	
1つ星	(株)オートテクニックジャパン、(株)スズキ部品製造、浜松木トニクス(株)、ヘルツ電子(株)
2つ星	(株)アーレスティテクノサービス、国本工業(株)、(株)鈴木組、須山建設(株)

※50音順

## <参考：これまでの授与式の様子>

【第1期認定証授与式】



【第2期認定証授与式】



## 《問合せ・提出先》

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（市役所本館6階）

住 所：〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

T E L : 053-457-2502 F A X : 050-3730-8104

E-mail : [ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp)